

daily コラム

2008年4月23日(水)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2326

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

創設される事業承継税制

非上場株における相続税の納税猶予制度

非上場の自社株の相続に関しては、農地の相続のように、農業相続人に対する「相続税の納税猶予」のような制度は存在していませんでした。そこで、今般、中小企業庁の肝いりで創設された「中小企業における経営の円滑化に関する法律」とあいまって、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されることになりました。そこで、この制度の概要とその問題点について若干ふれてみたいと思います。

(1) 自社株対策は不要になったか

専門誌等では、この税制の導入で自社株の対策の重要性は薄れたと報じていますが、本当にそうなのでしょう。

改正案では、自社株の80%の相続税を納税猶予すると言っていますが、これは発行済株式数の3分の2が上限です。ですので、割合的には53%程度しか対象になりません。

したがって、従前と同様に何らかの対策(社員持株会の創設等)が必要なのではないのでしょうか。

(2) 株式保有の要件

改正案では、相続税の納税猶予は、相続人が死亡時まで保有し続けた場合等一定の場合には免除となっていますが、成就しがたい要件です。農地でさえ20年間農業を継

続すれば納税猶予は免除されることになっています(三大首都圏の農地は除く)ので、農地と比較すると厳しい要件です。

(3) 被相続人と後継相続人の要件

被相続人及び後継相続人は、同族関係者と合わせて50%超保有、かつ、同族関係者(後継者を除く)の中の筆頭株主である代表者であることが要件となっています。しかし、この同族関係者ですが、親族の範囲より狭められてしまうと、要件を満たさなくなりこの制度の適用が受けられないことも想定されます。

(4) その他の諸要件

5年間の代表者及び事業並びに雇用の80%の維持継続要件等がありますが、これも成就しがたい厳しい要件です。

なお、改正案の施行日は、平成21年度税制改正で創設し、平成20年10月1日より施行となっていますので留意が必要です。

もう少し柔軟な制度にならないのか!



補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

1. 原稿執筆時の平成20年3月23日現在において、平成20年度税制改正の法案が成立していません。
2. 平成20年度の財務省の税制改正大綱

（備考） 事業承継税制

事業承継税制の抜本見直しについては、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）の制定を踏まえ、平成21年度税制改正において、以下を骨子とする事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設する。

本制度は中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）施行日以後の相続等によって適用する。

この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。

その際、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対応等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討する。

(1) 事業承継相続人が、非上場会社を運営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得しその会社を運営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。

（注1）「事業承継相続人」とは、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者をいう。

（注2）会社を運営していた被相続人は、その会社の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者（事業承継相続人を除く。）の中で筆頭株主であったことを要する。

(2) 納税猶予の対象となる株式等のみを相続とした場合の相続税額から、その株式等の金額の20%に相当する金額の株式等のみを相続とした場合の相続税額を控除した額を猶予税額とする。

(3) その事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡の時まで保有し続けた場合等の一定の場合には、猶予税額を免除する。

(4) その事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる等により、中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）に基づき経済産業大臣の認定が取り消された場合等には、猶予税額の全額を納付する。

(5) 上記(4)の期間経過後において、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額を納付する。

(6) 上記(4)又は(5)により、猶予税額的全額又は一部を納付する場合には、その納付税額について相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付する。

(7) この特例の適用を受けるためには、原則として、納税猶予の対象となった株式等のすべてを担保に供しなければならぬ。

(8) 個人資産の管理等を行う法人の利用等による租税回避行為を防止する措置を講ずる。

(9) 中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（仮称）の施行日以後に開始した相続等から適用を可能とする措置その他所要の措置を講ずる。

(10) 現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例は、所要の経過措置を講じた上で廃止する。